

会 議 記 録 (1)

会議名称	第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会 第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
開会及び 閉会日時	平成23年9月5日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	市民検討委員会委員長 河井宏暢 作業部会部長 原島敏一
出席 委員(者) 氏 名	【市民検討委員会】 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、 関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢 【作業部会】 浦直樹、大森国英、原島敏一、加藤千鶴子、新井貞男、 福島みゆき、橋本保
欠席 委員(者) 氏 名	【市民検討委員会】 なし 【作業部会】 津田実、矢ノ川直登、関根孝明、安藤裕也
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について (2) その他 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	1 次第 2 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案） 3 協働事業等提案制度の流れと役割（神奈川県大和市『平成23年度協働事業等提案募集要領』より） 4 協働事業等提案のイメージ（神奈川県大和市『平成23年度協働事業等提案募集要領』より） 5 神奈川県大和市における協働事業提案制度の分類（作業部会視察時に頂いた資料より抜粋）

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開 会 これより、第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催します。
事務局	2 あいさつ 開会にあたりまして、作業部会部長の原島、市民検討委員会の河井委員長の順で、あいさつをお願いします。 —作業部会部長 原島 あいさつ— —市民検討委員会 河井委員長 あいさつ—
事務局	ありがとうございます。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長をお願いします。
河井委員長	3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について 今後の議論の方向性について、いくつか確認しておきたいと思います。 まず、本条例で規定する「協働事業」には、「委託」や「指定管理」は含まないこととしたいと思います。 北本市における「委託」や「指定管理」は、現在のところは、市が示した仕様書を市民がそのまま受取る一般的なかたちに留まっています。これが徐々に成熟してくると、市と市民が対等の立場で仕様書をつくり上げて実施する、いわば「協働委託」のような形態も生まれてくるのではないかと思います。将来、こうした「協働委託」のような事業形態が実際に生まれてきた時には、その概念を本条例の中にも定義すべきだと思います。ただ、条例制定を目指す現段階においては、「委託」や「指定管理」を除いた、純粋な「協働事業」を定義するに留めたいと思います。 次に、前回話のあった「地域自治組織」についてですが、非常に難しい問題でありますので、今回の会議ではなくまた別の機会を設けて検討していきたいと思います。 現時点では、北本市自治会連合会、各自治会、北本市コミュニティ協議会、各地域コミュニティ委員会等、地縁を基礎として地域活動を行う市民組織は、前回関山委員から指摘があったように、北本市自治基本条例で使用されている「コミュニティ」という用語で統一したいと思います。今後、より適切な整理の仕方を講ずることができた場合には、他の用語への置換えも考えていきます。 それから、「基本原則」うち「協働する期間の設定」の項目の位置

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	づけについてですが、前回議論があったように、期間設定はあくまで協働事業を適切に実施するための「手法」の一つであって「基本原則」とはいえないため、「協働事業協定書の締結」の項目の中に盛り込むこととしたいと思います。 「基本原則」のうち「協働する期間の設定」以外の6つの項目については、事務局側で3つの文章に集約していただきました（配布資料2）。これについて、事務局から説明をお願いします。 —事務局 長嶋 資料を示して説明— 以前配布された東京都足立区の『あだち協働ガイドライン』では、「4つ」の基本原則が規定されています。北本市で検討している案には足立区の基本原則のうち「3つ」の内容が含まれていますが、残りの1つ、「相乗効果」の原則が抜けています。このことについて、確認のために少し議論しておいた方がよいかと思います。
河井委員長	結果的に「相乗効果」が生まれることを期待して協働事業を実施するわけではありますが、「基本原則」として捉えるべきか否か、判断に悩みます。
関山委員	「基本原則」に位置づけなくとも、条例中のどこかに盛り込むべき内容であるとは思いますが。
河井委員長	現時点の議論では配布資料のとおり「3つ」に集約することとし、「相乗効果」の位置づけについては今後の議論を通じて模索していきたいと思います。皆さん、この方針でよろしいですか。 —市民検討委員会・作業部会 一同 了承—
河井委員長	各主体の役割について、順番に確認していきます。 「4 市民の役割」について、求めるべき役割がここで挙げられたもの以外にもあると思われる方は、御発言をお願いします。
秋吉委員	まちづくりの主役としての「自覚」とまちづくりへの「参加」。心構えと行動がそれぞれ書かれていますので、市民目線でもわかりやすい内容だと思います。
河井委員長	「5 - 1 地域自治組織の役割」に進みます。 北本市コミュニティ協議会の会長である須藤委員は、どう思われますか。
須藤委員	よろしいのではないのでしょうか。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋委員	「開かれた運営」とここであえて述べているのは、どういった理由でしょうか。これまでは閉鎖的な運営を行っていたのかな、と受け取ってしまいます。
事務局	団体の構成員に対してだけでなく他の市民に向けても自団体の運営状況を公表するよう努める、という意味です。言葉が少し足りないようですので、御意見を頂ければ手を加えたいと思います。
高橋委員	何が「開かれた」なのか、わかりづらいと思います。情報を発信する、といった内容が明記されれば、意図が明瞭になるのではないのでしょうか。
河井委員長	他に意見が無いようでしたら、次に進みます。 「5 - 2 市民公益活動団体の役割」の「(2) 運営及び活動内容に関する情報の公開」について、「運営に関する情報」とは具体的に何を指しているのか伺いたいと思います。
事務局	団体の財政状況、組織体制の情報等を想定しています。NPO法人の認証手続と同じようなかたちでまとめたいと考えています。
河井委員長	秋吉委員は北本市社会福祉協議会公団地域支部の支部長ですが、団体運営に関する情報公開はどのような方法で行っていますか。
秋吉委員	活動の報告書を作成していますが、会計等については会員以外には配布していません。 ただ、北本の代表としての社会的使命は自覚しているところです。 市民団体は、個々の活動の「公益性」を考えて「市民公益活動団体」として登録していくことになると思いますが、どういった団体を市民公益活動団体として登録していくかについては、さらに丁寧な議論が必要だと思います。
河井委員長	市民公益活動団体登録を行うのは、NPO法人に限らずさまざまな団体となるでしょう。どの団体が登録を行うとしても必要とされるであろう「情報公開」についての規定ですので、現時点ではこのままの内容で構わないと思います。
高橋委員	「活動『内容』」ではなく、「活動『目的』」とした方が、その団体が何のために活動しているのかわかりやすくなるのではないのでしょうか。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	運営、活動目的、活動内容、と丁寧に記述した方がわかりやすいと思いますので、そのように書き換えていただきたいと思います。
事務局	そのように修正します。
古賀委員	オープンにする内容は、資金の出所次第だと思います。構成員の会費等で運営をまかなっている場合でも、団体の会計や財政状況の全てをオープンにすべきなのでしょうか。
事務局	この条例でいう「市民公益活動団体」は、行政と協働事業を行う主体となり得る団体です。協働事業は公金を支出する可能性がありますので、行政と関係を持つ（可能性がある）団体であれば、市民に対し財政状況をオープンにすることは必要です。
関山委員	他の主体の役割（市民の役割、市民公益活動団体の役割、事業者の役割、市長等の役割）について規定した項目は「する」といった行動面の内容なのに、市民公益活動団体の役割は「自覚」といった精神的なものです。精神面の役割だけでは何かが欠けていると思いますので、行動を伴うような内容に修正していただきたいと思います。
事務局	検討のうえ、修正します。
河井委員長	「6 事業者の役割」に進みます。 1行しかありませんが、北本市商工会副会長の宮城委員はどう思われますか。
宮城委員	文章量的に少々さみしい印象はありますが、内容的にはよろしいと思います。
河井委員長	事業者の役割として入れるべきワードが他にもあるという場合には、後日でも構いませんので皆さん御指摘ください。 「7 市長等の役割」に進みます。 「(3) 必要な情報の公開を積極的に行う」の「積極的」の部分は重要ですので、市民検討委員会として特に強調したいところです。 行政の側では、「(2) 地域自治組織、市民公益活動団体及び事業者との協働の事業を行うために必要な措置を講じる」の「必要な措置」とはどのような措置だと認識されていますか。
事務局	市民団体に対する直接的な支援、各課の連携の推進、協定を結ん

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
宮城委員	だ協働事業を遂行するために必要な人員と予算の確保等が、「必要な措置」にあたると考えています。 今後協働事業提案制度を整備していくわけですが、市に何か提案等を行っても縦割りの組織体制のせいかなかなか得られないのが現状です。 今はいったいどのような検討状況なのか、と尋ねても、今度はその問いについての回答がなされない。これは他市にもいえることで、近隣の市には5カ月経っても回答を出してくれない所もあります。 市民から提案等がなされた場合は、各課の連携で縦割り体制を活かし、スピード感のある回答をお願いしたいと思います。
河井委員長	協働事業提案制度が動き出すと、市民から協働事業提案があった場合は必ず回答をしなければならなくなります。 ただ、宮城委員がおっしゃったことは、これとは別の次元の問題なのかもしれません。市民から何かを投げかけたときに、それに対してきちんと「報告する」「応答する」ということができていない。どこが責任を持って回答をするのかははっきりせず、非常にもどかしい。市民からすればなしのつぶてで、たらい回しになってしまう。 協働事業については、そういったことが起こらないよう、応答責任について制度化していきたいと思います。
高橋委員	「市長等」ということは、市役所の各課も含まれるということですよ。
河井委員長	そうですね。
高橋委員	そうなのでしたら、回答する課を明記したらよいと思います。その課が責任を持って回答をしてくださるのではないのでしょうか。
河井委員長	配布資料3「協働事業等提案制度の流れと役割」のように、制度の流れがある程度定まってくれば、各課が適切に対応せざるを得なくなるでしょう。市長には、それを監督する立場を務めていただきたいと思います。
高橋委員	「措置」というのが「役所ことば」だなと感じます。「措置する」と言われると、何が何だかよくわからないけれど解決したような気になってしまうところがあります。
秋吉委員	応答責任についてもきちんと制度化されるということで、今度は

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	問題が起きにくくなるでしょうから、期待しましょう。 「8 協働事業計画の策定（年間計画の公表）」に進みます。 これはどのようなものですか。
事務局	市民参画推進条例と同様、その年度における協働事業の年間予定を広く公表し、確認作業を行うということです。
河井委員長	前年度に協働事業の中身を検討し、必要な事業については予算措置を行い、新年度に入ったらその年度に予定している協働事業の予定を一覧化のうえ公表し、協働事業を実施する。このような流れですね。 それでは、「9 協働事業の実績報告」に移ります。 これは先ほどの内容とも関連しますね。ここで、協働事業提案制度の一連の流れについて事務局に説明をお願いします。 —事務局 長嶋 資料を示して説明— ・配布資料3「協働事業等提案制度の流れと役割」は、作業部会が視察してきた神奈川県大和市の『平成23年度協働事業等提案募集要領』からの抜粋である。 ・大和市で行っている協働事業提案制度の主なポイントは、 ＊プロセスの公開 ＊行政 - 市民団体間の信頼関係の構築 ＊協議事項を明記した協定書の締結 である。 ・上記の3つのポイントは非常に重要であるため、北本市においても条例の中で制度化していきたい。
河井委員長	制度の詳細については今後詰めていくこととしますが、大枠としては、ただいま説明があったポイントに留意し、検討を進めていきたいと思います。皆さんよろしいですか。 —市民検討委員会・作業部会 一同 了承—
河井委員長	では、「10 協働事業提案制度」に進みます。 主語が「市民公益活動団体は」となっていますが、地域自治組織や事業者も当然に提案者となりますので、もう少し幅広い意義の表現となるよう修正してください。
事務局	承知しました。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	「提案事業の実施方法については別に定める」となっていますが、どのような形式での制度運用を想定しているのですか。
事務局	大和市では「協働事業等提案募集要領」を定めています。北本市においても同様に、要領等を定める予定です。
秋吉委員	1人でも、協働事業を提案することはできるのですか。
事務局	個人だけで事業や事務の遂行が可能なのか、不安は残ります。
秋吉委員	今のままの表現だと、協働事業を提案できるのが「市民公益活動団体」に限定されてしまっています。それではまずいから、地域自治組織等も提案者となり得るように、表現を修正する必要があります。 加えて、個人の提案も想定しておく必要があります。やはり、1人の市民であっても協働事業を提案する可能性は否定できません。一概に門戸を閉ざしてはいけないと思います。
河井委員長	この問題について、解決策を盛り込んだかたちで次回の会議までに修正し、市民検討委員会・作業部会合同会議に報告してください。 同じ内容の事業について複数の団体が手を挙げてきた場合は、どう対応しますか。
事務局	提案があった場合、調整期間を必ず設けますので、その間に各課の担当者と各団体とで調整を行います。
河井委員長	「調整」と簡単に言っても、これは大変な作業だと思います。 大和市では、提案発表会等、全体を対象とした集まりを何度も実施しています。これは20万人都市のやり方だと思いますので、北本市においては、制度をより活用しやすいような、多少簡略化した手続きを導入するのが望ましいように思います。 次の「11 推進評価機関」について、御意見のある方はいますか。 —市民検討委員会・作業部会 一同 了承—
河井委員長	「12 協働事業協定書の締結」についてはこれまで議論を重ねてきた内容ですので、特に問題は無いと思われますが、いかがですか。 —市民検討委員会・作業部会 一同 了承—

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	「13 委任」についてはいかがですか。 —市民検討委員会・作業部会 一同 了承—
河井委員長	ひととおり確認してきましたが、制度を実際に運用してみないとわからない部分もあるでしょう。この条例が現在のスケジュール通りに制定されたとしても、施行は平成24年10月1日になります。施行されるまでの間に、市民の皆さんと各課で、制度運用のシミュレーションを行ってみるべきだと思います。
作業部会 加藤	これまでに市民と協力して実施してきた各事業においてどのような点が問題となったのか、丁寧に検証する作業を行うのもよいかもしれません。
秋吉委員	現在各課が実施している事業を、小規模の事業も含め一度点検すべきです。市民を巻き込んで協働事業化することでさらに大きな成果が出る事業もあるでしょう。 この条例が施行される際には、広報周知のために、高齢者にとっても見やすくわかりやすい資料を作成していただきたいと思います。同じお金をかけるのであれば、工夫を重ね、条例や制度の内容をたくさんの方に伝えられるよう努めるべきです。
関山委員	大和市の提案発表会と同様の形式を採るとすると、提案者が一同に会することになるのですか。
事務局	各提案者に加えて、提案団体に属さない第3者の市民からも意見やアドバイスを頂くかたちを想定しています。
関山委員	現行の「北本市公募型補助金」の一連の流れは、協働事業提案制度の類似例の一つだと思います。「北本市公募型補助金」の審査は完全にオープンな手続ではなく選考審査会によるヒアリング手続ではありますが、実施したい事業について市民が自らプレゼンしそれを受けて補助金付与の可否を決める、といった過程は協働事業提案制度の制度設計においても参考になるのではないのでしょうか。
事務局	「北本市公募型補助金」は「協働」ではなく「市民活動支援」の分野ではありますが、市民自らがプレゼンするという形式は先行の類似制度として参考にしたいと思います。
河井委員長	各課が現在委託事業として実施している事業には、協働事業に組み替えられるような事業も含まれているのではないかと思います。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	市民検討委員会と作業部会がこうして合同で会議を開いているのですから、両者が力を合わせて既存の事業を再点検するのもよいと思います。行政の方々にとっても、市民の声を聞くよい機会となるのではないのでしょうか。せっかくここまで条例案を詰めてきているのですから、そういった共同作業も考えてみるべきだと思います。条例と制度のスムーズなスタートにも繋がるでしょう。 他市のよいところだけを取ってきてそのまま当てはめようとする、うまくいかない部分も出てくるはずです。他の自治体のものではなく「北本市」の条例と制度にするためには、既存事業の再点検等、生みの苦しみの作業も重ねていく必要があります。
河井委員長	作業部会の方々をお願いしたいのですが、自分たちの職場に戻れましたら、既存の委託事業は本当に委託で実施すべきなのか、一度確認していただきたいと思います。ぜひ、「ひょっとすると協働で実施できるのではないか」という視点で確認してみてください。 進行を事務局にお返ししますが、他に今回議論すべき内容はありますか。
事務局	「14 その他条例に位置づけるべきか否かについて検討を要する項目」について伺いたいと思います。 「(1) 市民公益活動団体登録制度」は、これまでの議論を踏まえ、必要と考えます。 「(2) 地域自治組織認証制度／地域自治組織との関係の整理」は、市民検討委員会・作業部会合同会議での検討事項ではなく、庁内検討委員会での検討事項とします。すぐには答えが出ないかもしれませんが、一定の方針が固まり次第、市民検討委員会と庁内検討委員会の合同会議を開催し、説明したいと思います。 「(3) 団体と市が情報を共有するために必要な措置」については、既に相談窓口の整備や協働推進会議の設置等の提案を頂いています。
関山委員	言わずもがなかかもしれませんが、北本市市民参画推進条例案と同様に、条例の見直し規定を入れてください。
事務局	修正します。
作業部会 浦	関山委員が冒頭におっしゃった、相乗効果の原則は条例の中に入れるべきだと思います。
事務局	相乗効果の原則を盛り込むかたちに修正します。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会 浦	先ほども話がありましたが、現在市が実施している事業を協働事業に組み替えていくことは、制度として想定していますか。
事務局	大和市においては、協働事業は全て新規事業となっているようですが、既存事業の協働事業化が制度として想定されていないわけではないと思います。北本市においても、既存事業の協働事業化を視野に入れたかたちで制度設計していくつもりです。
作業部会 加藤	話が戻るようで申し訳ないのですが、「地域自治組織」は「市民公益活動団体」に含まれるのではありませんか。
事務局	北本市自治基本条例では、「コミュニティの活動の支援」（第２２条）と「公益活動の支援」（第２３条）を分けて規定しています。地域社会の現地住民が構成要素となる《地域コミュニティ》（第２２条）と一定の分野に特化した活動を行う《テーマコミュニティ》（第２３条）をそれぞれ別の特性を持つ主体と認識していますので、北本市協働推進条例においても両者を分けて考えていきます。
事務局	(2) その他 今後のスケジュールですが、次回、来週の会議で事務局が修正案を提示し、市民検討委員会と作業部会の皆さんに御意見を頂きたいと思います。それを合同会議の中間報告としてまとめ、市に提出していただき、その中間報告をもとに庁内検討委員会が条例案を作成し、市民検討委員会に条例案を提示し、内容を説明します。
河井委員長	次回の会議は１週間後ですが、それまでに修正案を提示できるのですか。
事務局	事前の資料送付は日程的に厳しいかもしれませんが、会議当日までには修正案を提示できるよう努めます。 4 そ の 他 第２４回市民検討委員会・第１８回作業部会合同会議は 9月１２日（月）午前９時３０分から午前１１時３０分まで 北本市文化センター第２研修室で開催予定 5 閉 会 それでは、これをもちまして第２３回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第１７回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を終了します。